

警戒宣言時等の主な対応案

参考資料 2

項目	現行		新たな対応案	
	地震防災基本計画の対応（は強化計画等の具体の対応例）	対応の考え方	対応	対応の考え方
避難	避難対象者等があらかじめ指定されている避難地へ避難	住民の安全確保	(避難対象地区) 津波危険地域等では、地域の実情により お年寄りや身体障害者等については、乗用車等での避難や地域住民の手助けにより事前避難を行っても可 (避難対象地区外) ・自宅等安全な場所で待機 (耐震性を十分把握)	避難対象者以外の住民の混乱防止 被災時要支援者の避難支援 耐震性の把握を各自が行い、最も適切な避難方法を家庭や地域で再検討
ライフライン	飲料水 供給継続 電気 供給継続 (発電用燃料の受入中断) ガス 使用に支障をきたさない範囲で減圧処理	・日常生活維持	現行通り	
電話	利用制限の措置等、通信確保措置の内容を明示すること 一般の利用を制御、利用者に対して協力要請 防災機関等の重要回線を確保するため、移動電源車等を確保	輻輳防止 関係機関の回線確保	(現行に加え) ・(場合によっては観測情報の段階から)災害用伝言ダイヤル 171を開設	・電話の輻輳防止
JR 私鉄	強化地域内への侵入を制限 強化地域内は最寄りの安全な駅に停車 強化地域内の在来線、新幹線ともに最寄りの安全な駅に停車 強化地域の周辺地域では、在来線で一部徐行運転	乗客の安全性の確保	警戒宣言前は必要な輸送力を確保するよう努める 警戒宣言後【P】	帰宅困難者や滞留者をできる限り減らす 地域の実情に応じ、強化地域一律の対応を求めない場合を認める 必要に応じ警戒宣言前に輸送強化
バス・タクシー	運行上の措置を明示 強化地域内での運行を中止	乗客の安全性の確保	現行通り (警戒宣言前に搬送)	帰宅困難者や滞留者をできる限り減らす 地域の実情に応じ、強化地域一律の対応を求めない場合を認める 必要に応じ警戒宣言前に輸送強化
一般道路 及び 高速道路	強化地域内への流入を極力制限 強化地域内のインターチェンジからの流入を制限 強化地域内の主要道路では走行を極力抑制 強化地域外への流出は原則として制限なし 強化地域内の避難路及び緊急輸送路では走行を禁止又は制限 強化地域周辺でも状況に応じて交通規制実施	緊急輸送路等の確保 住民の安全確保	(現行に加え) 観測情報段階から情報提供及び警戒宣言時の規制について広報 ・より危険性の高い地域 (高い震度の予想される地域や津波危険地区等)についてはより重点的に交通規制を実施	緊急輸送路等の確保 ・より危険性の高い地域への流入規制強化
金融機関	緊急機関がとるべき措置について指導方針等を明示 キャッシュサービス等の営業継続 オンライン稼働を除いて、営業を停止	混乱防止 建物の耐震性	現行通り	
百貨店	安全確保の措置等を具体的に明示 営業を停止し、買い物客を外に誘導	混乱防止 顧客の安全性確保 (建物の耐震性)	(安全確保の措置等を具体的に明示することに加え) 耐震性の確保される店舗にあっては店舗の判断により営業を継続	生活必需品の確保
スーパー コンビニ	(営業継続を求めているが具体的な記述はなし) 物資輸送の目途が立っていない	生活必需品の確保	安全確保の措置等を具体的に明示 耐震性の確保される店舗にあっては店舗の判断により営業を継続	生活必需品の確保
病院	安全確保の措置等を具体的に明示 外来診療を中止 入院患者について、保護者の引き取りがある場合にはこれに対応し、保護者の引き取りがない場合には、近くの安全な場所に誘導	混乱防止 患者の安全性確保 (建物の耐震性)	(安全確保の措置等を具体的に明示することに加え) 発災時の災害医療に備える病院と安全性を確保しつつ地域医療を継続する病院との役割分担を行う 耐震性の確保が困難な病院にあっては、保護者に引き渡し若しくは他の耐震性の確保される病院への移送を実施 強化地域外への移動を希望する患者にあっては搬送を支援	拠点病院や救急病院等の混乱防止 ・日常医療の確保
学校 幼稚園	保護の方法を具体的に明示 状況に応じて保護者に引き渡し 保護者の引き取りがない場合には、安全な場所に避難誘導	混乱防止 児童・生徒の安全確保	現行通り	遠距離通学者等の帰宅確保の観点から、警戒宣言前からの帰宅等についても必要に応じ対応することが可能

津波被害のおそれにより強化地域に指定された市町村において、津波危険予想地域として避難対象地区に指定された地域以外においては、上記の規制等は行わない。
震度 6弱未満が予想される地域で、交通規制を行うことでかえって混乱が生じる恐れのある地域においては、交通規制を緩和する。